

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本教第30号
平成29年1月13日
宮城県警察本部長

宮城県警察採用時教養実施要綱の改正について（通達）

警察官の採用時教養については、「宮城県警察採用時教養実施要綱の一部改正について（通達）」（平成20年12月22日付け宮本教第1168号）により実施してきたところであるが、この度、宮城県警察採用時教養実施要綱を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 職場実習の実施期間を4か月としているが、特に必要があると認める場合は、警察庁との協議により、職場実習の期間を長期課程で最大3か月までの間、短期課程で最大2か月までの間延長し、その分、実戦実習の期間を短縮することができるものとした。
- (2) 授業時間の単位を時限に統一し、1時限を80分として表記を改めた。

2 施行期日

平成29年4月1日

宮城県警察採用時教養実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県警察教養規程（平成13年宮城県警察本部訓令第22号）第12条の規定に基づき、警察官の採用時教養（以下「採用時教養」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 初任教養

新たに採用された巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

2 初任科

宮城県警察学校（以下「県学校」という。）において初任教養を行うための課程をいう。

3 職場実習

初任教養を修了した巡査に対して行う警察署での教養をいう。

4 初任補修教養

職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

5 初任補修科

県学校において初任補修教養を行うための課程をいう。

6 実戦実習

初任補修教養を修了した巡査に対して行う警察署での教養をいう。ただし、サイバー捜査官、心理捜査官、財務捜査官及び国際捜査官（以下「特別採用者」という。）については、それぞれの専門分野に対応する警察本部の担当課（以下「専門分野担当課」という。）において行う教養をいう。

7 短期課程

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業生（短期大学の卒業生を除く。）及び警察庁長官がこれと同等以上の学力があると認める者を対象とし、教養期間を15か月とする課程をいう。

8 長期課程

短期課程の対象者以外の者を対象とし、教養期間を21か月とする課程をいう。

第3 採用時教養の編成

採用時教養は、初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成するものとする。

第4 採用時教養の期間等

1 採用時教養の期間

(1) 採用時教養の期間は、次の表のとおりとする。

区分 課程	初任教養	職場実習	初任補修教養	実戦実習	計
短期課程	6か月	4か月	2か月	3か月	15か月
長期課程	10か月	4か月	3か月	4か月	21か月

(2) 職場実習の期間は、1か月までの間短縮することができることとし、その分、実戦実習の期間を延長するものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、警察庁との協議により、職場実習の期間を長期課程で最大3か月までの間、短期課程で最大2か月までの間延長し、その分、実戦実習の期間を短縮することができる。

2 初任科及び初任補修科の在校期間及び授業時間

初任科及び初任補修科の課程別の在校期間及び授業時間は、原則として次の表のとおりとする。

区分 課程	初 任 科		初 任 補 修 科	
	在校期間	授 業 時 間	在校期間	授 業 時 間
短期課程	26週	480時限(24週)	9週	168時限(8週と2日)
長期課程	44週	800時限(40週)	12週	228時限(11週と2日)

3 初任科及び初任補修科の教科目等

初任科及び初任補修科の教科の教授細目(以下「教科目」という。)、授業計画等は、別に定める。

授業時間の単位は時限とし、1時限は80分とする。

4 初任科及び初任補修科の教科外活動

初任科及び初任補修科の教科外活動は、起床から就寝までの時間帯から教科目の時間帯を除く時間帯の諸活動とし、日朝活動(起床から授業開始までの時間帯の活動をいう。)、特別活動(教科終了から執務時間終了までの時間帯の活動をいう。))及び日夕活動(執務時間終了後から就寝までの時間帯の活動をいう。))をもって構成する。

第5 職場実習及び実戦実習

職場実習及び実戦実習の実施要領は、別に定める。

第6 採用時教養期間中の所属等

1 採用時教養期間中の所属

採用時教養期間中の者が属する所属は、初任教養の期間中は県学校と、職場実習及び初任補修教養の期間中は配置先警察署と、実戦実習の期間中は配置先警察

署又は専門分野担当課とする。

2 初任教養及び初任補修教養の期間中の居住先

採用時教養期間中の者の居住先は、初任教養及び初任補修教養の期間中は県学校の学生寮と、職場実習及び実戦実習の期間中は原則として独身寮又は職員宿舎とする。ただし、原則により難い実情があると認められる場合は、配置先の警察署長又は専門分野担当課の課長が認めた居住先とする。

第7 教養の適正な管理

1 学校長（宮城県警察学校長をいう。以下同じ。）の役割

(1) 学校長は、初任科生及び初任補修科生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。

なお、初任補修科生の指導及び処遇については、配置先の警察署長と連携を図るものとする。

(2) 学校長は、初任科生及び初任補修科生の修得状況を配置先の警察署長又は専門分野担当課の課長にきめ細かく連絡するものとする。

2 警察署長等の役割

職場実習生及び実戦実習生の配置先の警察署長又は専門分野担当課の課長は、学校長と連携を図りながら、当該実習生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。

第8 その他

採用時教養期間中の者（特別採用者を除く。）は、部門別任用科等への入校及び地域部門以外への配置はできない。